

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 各国の移転価格税制（アジア）

グラントソントンには、世界各国に広がるグラントソントン移転価格ネットワークがあります。以下はアジア地域の移転価格税制をまとめたものです。OECDの移転価格ガイドラインが規範として存在しますが、各国の執行は千差万別です。移転価格では、各国の執行状況に合った対応が必要になります。

	中国	香港	韓国	台湾	インド
文書化義務の有無	あり	なし(文書化を推奨している。)	あり	あり	あり(申告書提出時に、インド勤許会計士の署名のある証明書提出する必要あり)
免除要件	以下のいずれかを満たす場合 ・関連会社間での仕入・販売取引金額が年間2億元(約26億円)以下でかつその他関連取引(無形資産、役務提供、金銭貸付等)金額が4,000万円(約5億2,000万円)以下 ・APAを申請している ・外資の持分が50%未満かつ関連取引が中国国内に限られている。	なし	なし	以下の要件を満たす場合、移転価格報告書にかえて「その他証明文書」と呼ばれる代替の文書で対応できる。 ・通年度の収入額が3億元(約9億円)未満の場合 ・通年度の収入額が3億元以上5億元(約15億円)未満で、一定の要件を満たす場合 ・関連者間取引の総額2億元(6億円)未満の場合	売上高が1,000万ルピー(約1,500万円)以下の場合は、詳細なTPレポートは不要
提出期限	提出要求から20日以内	実務上、提出要求から30日以内	提出要求から60日以内(実務上10-14日で提出要求される)	原則として、提出要求から1カ月以内	提出要求から30日以内
文書化を怠った場合の罰則規定など	・同時文書を準備していないもしくは提出しない場合、最高5万円(約65万円)の罰金が科される。 ・移転価格レポートが準備提出されない場合には、延滞税の計算で使われる人民元貸出基準利率に5%が加算される。	なし	提出要求に従わなかった場合、3,000万ウォン(約230万円)以下の過怠料が課される。	なし	・TPレポートを準備していない場合は、取引金額の2%の罰金 ・適切なTPレポートを提出しない場合は、取引金額の2%の罰金 ・会計士の証明書を提出しない場合は、10万ルピー(約15万円)の罰金
各国のグラントソン連絡先	Rose Zhou Grant Thornton China rose.zhou@cngt.com	Rose Zhou Grant Thornton China rose.zhou@cngt.com	Kim Dong-Bum Grant Thornton Korea dongb.kim@dmgt.com	Jay Lo Grant Thornton Taiwan jay.lo@tw.gt.com	Karishma Phatarphekar Grant Thornton India karishma.rp@in.gt.com

	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	ベトナム	オーストラリア
文書化義務の有無	なし(文書化は推奨されている。)	なし(提出要求を受けた場合、提出する必要あり。)	あり	あり	あり	あり
免除要件	なし	なし	なし	関連者間取引額が100億ルピア(約9600万円)未満	なし	なし
提出期限	実務上、提出要求から3週間以内	実務上、提出要求から1~2カ月以内	提出要求から合理的な期間内	提出要求から30日以内	提出要求から30日以内	提出要求時
文書化を怠った場合の罰則規定など	なし	なし	移転価格文書を作成しない場合、移転価格課税が行われた際、最大45%の加算金が課される。	なし	文書化義務に違反した場合は、VND500,000からVND 5,000,000(約2,000円から20,000円)の罰金、そして移転価格課税があった場合は、追加の利子税が課される。	TPレポートを適切に提示すると、加算金が減額される可能性がある。
各国のグラントソン連絡先	Goh Teck Soo Grant Thornton Singapore Tecksoo.goh@sggt.com	Cruz Melea Grant Thornton Thailand melea.cruz@gt-thai.com	Seah Siew Yun Grant Thornton Malaysia seah@gt.com.my	Johanna Gani Grant Thornton Indonesia johanna.gani@id.gt.com	Ken Atkinson Grant Thornton Vietnam Ken.Atkinson@vn.gt.com	Jason Casis Grant Thornton Australia jason.casis@au.gt.com

お見逃しなく！

弊社WEBサイトでは、アジアの移転価格税制のみならず、アメリカ大陸、ヨーロッパの主要国の移転価格税制をコンパクトにまとめる予定です。そちらもご覧下さい。